

## 官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針（抄）

平成18年12月19日  
官民競争入札等監理委員会

### 2. 実施期間に関する事項（法第9条第2項第2号、第14条第2項第2号）

創意と工夫をいかして公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現するため、対象公共サービスを実施することとなった者が効率化に向けて設備やスキルの構築への投資を行うことができるように、原則として複数年の期間を設定すること。

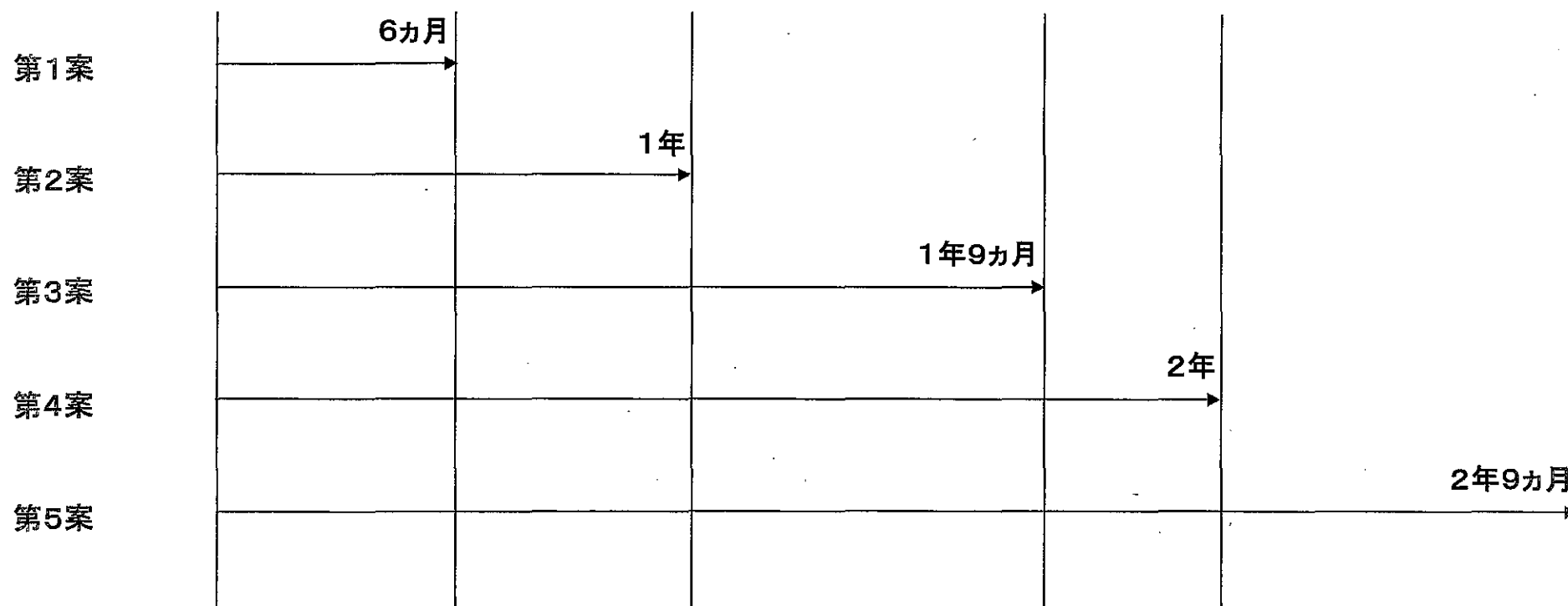
他方、競争環境を維持する観点や、対象公共サービスの不断の見直しを行う観点から、実施期間が過度に長期となることも適切ではないため、法第30条において特例が設けられた国庫債務負担行為の年限に留意しつつ、対象公共サービスの内容等に応じ適切な期間を定めること。

# 委託期間について

平成20年7月 平成20年12月末 平成21年6月末

平成22年3月末 平成22年6月末

平成23年3月末



## 関係機関等のバックアップについて

### 1 現状

#### (1) 厚生労働省関係

「私のしごと館」改革推進計画に基づき、以下の取組を実施。

- ・ 文部科学省と連携し、教育委員会等に対して、「私のしごと館」への来館や教職員等を対象としたキャリア形成支援セミナーの活用について依頼
- ・ 「私のしごと館」の利用率の低い地方公共団体を訪問して、積極的な周知・活用と併せて教育プラン等に私のしごと館の利用を位置付けること等を要請

#### (2) 雇用・能力開発機構関係

雇用・能力開発機構中期計画、アクションプランに基づき、以下の取組を実施。

- ・ 私のしごと館と都道府県センターとが連携し、未利用校に対する利用の働きかけ。
- ・ 私のしごと館と都道府県センターとが連携し、学校団体等に対し、キャリア形成支援に資する情報提供、事前学習実施の支援、来館後のアフターフォローサービス（キャリアコンサルティングのノウハウ提供や生徒・学生に対する相談実施）を実施。

#### (3) 経済団体、教育界等関係

##### ① 関係者による支援協議会の設置

経済団体等の長、行政機関の長、教育関係者、学識経験者により構成される支援協議会を設置し、私のしごと館の利用促進、集客・顧客満足度・費用対効果を高めるための方策の在り方や関係機関のしごと館事業への協力・参画の在り方等について助言・支援を実施。

##### ② 企業、業界団体による支援

講師等の派遣、体験に必要な材料の提供、企画展への参加 等

##### ③ しごと館事務局への人材の派遣（33人中19人）

### 2 今後の在り方

- ・ 包括的民間委託移行後も、上記取組については、基本的に維持することが適当ではないか（(3) ③を除く。）。その場合、どのような工夫が必要か。
- ・ 他に、バックアップすべきことはあるか。

## 評価の考え方について

- 包括的民間委託の最終的な評価については、本来、委託期間終了時に達成すべき目標を達成したかどうかを評価するもの。
  
- 一方で、本年末までに行う評価においては、どのようにして評価を行うべきか。